最終更新日：2017年7月7日

いすゞ自動車株式会社

取締役社長　片山　正則
問合せ先：総務人事部総務グループ シニアエキスパート 堀井達正

証券コード：7202
http://www.isuzu.co.jp/investor/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社が企業活動を通じて継続的に収益をあげ、企業価値を高めていくためには、その活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス（企業統治）の体制の整備は不可欠であると考えております。
当社は、当社をとりまくあらゆるステークホルダーの立場を尊重し、円滑な関係を構築していくことが、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的であると考え、そのために重要情報の適時適切な開示をとおして、企業内容の公正性・透明性確保に努めております。特に、株主をはじめすべてのステークホルダーの権利・利益を守り、ステークホルダー間の平等性を確保するために、社内体制、環境の整備を図ることは、コーポレート・ガバナンスの重要な要素であると考えております。さらにそのためには、経営の監督を担う取締役会・監査役会が十分機能し、同時に株主をはじめすべてのステークホルダーに対する説明責任を十分果たす必要があると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（経営陣の報酬制度 【補充原則４－２－１】）
当社の経営陣の報酬額は、役位と、会社および各人の業績を反映する金額とし、このうち業績の反映につきましては前年度の業績評価に基づき決定しておりますが、昨年より持続的な成長に向けたより適切な報酬制度につき、支給総額の適正化や現行制度の見直しも視野に検討に着手しております。
この検討の一環といたしまして、業績や経営への責任や株主の皆様との視点・立場の共有といった意識を一層高める効果を期待し、従来の基本報酬中心の制度体系から、役位等に基づく固定部分に対する業績や経営目標等に報酬額を連動させる業績連動部分の比重を拡大し、さらにその一部を金銭に代えて自社株式とすることといたしました。新しい業績連動部分は賞与と業績連動型株式報酬制度に基づく支給からなり、このうち前者は、これまで長年定着しなかった賞与制度を改め、業務執行取締役のみを対象としてた短期業績に連動する現金報酬制度としての位置づけを明確にしました。一方後者は信託の仕組みを利用した実質的な株式報酬制度として、また賞与が単年度業績に連動するのに対して中長期の業績や企業価値の指標に連動する報酬として、平成28年７月より導入いたしました。
経営陣の役員報酬制度につきましては、固定部分と業績連動部分の割合や現金報酬と株式報酬の割合など、持続的な企業価値向上のためにはどのような報酬制度が当社にとって最も適しているのか、今後も引き続き検討を続けてまいります。

（独立社外取締役の重要な意思決定を通じた経営の監督など【基本原則４の（３）】【原則４－３】【原則４－６】【原則４－７（２）】）
当社は現時点では会社法上の機関設計として指名委員会等設置会社の形態をとっておらず、取締役会の人数構成も社内出身の業務執行取締役が中心であるところから、独立社外取締役が「経営陣幹部の選解任の意思決定を通じた監督」の実効性を議決権の行使をもって発揮される体制とはなっておりません。
当社では取締役会で業務執行を決定するにあたり、議案の詳細な審議は経営会議等の下部審議体に委ね、ここで業務執行をチェック・監督する視点も含め総合的に審議した上で上程されてまいります。従って取締役会自体は、会社としての意思決定や経営判断プロセスの適法性・合理性の担保と適正な議事録作成、なによりも経営陣幹部自身が直接監査役に業務執行状況や意思決定を伝え、質問に応え助言を仰ぐ場として機能してまいりました。
その構成も、社外の視点からの助言・提言による監督・アドバイザリー機能の強化を図るため、2014年より高い独立性を有する社外取締役の招聘も始めましたが、人数構成の比重は、マネジメント機能とのバランスも考慮し、主に社内出身者である業務執行取締役を中心とした、意思決定の迅速性を確保できる体制をとっております。他律的な経営監視機能を有するモニタリング型の取締役会につきましては、そのメリット・デメリットを今後も慎重に検討してまいります。

（任意の諮問委員会など【原則４－10】【補充原則４－10－１】）
当社では、社外取締役から取締役会において適切な関与・助言を得られるように、取締役会開催の概ね数日前までに議案の内容や資料の説明を実施するなど、取締役会の客観性・説明責任の強化に取り組んでおりますが、社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会は設置しておりません。社外取締役の一層の活用や統治機構の更なる充実にむけた取り組みにつきましては今後も検討を進めてまいります。

（取締役会全体の実効性についての分析・評価 【原則４－11】【補充原則４－11－３】）
当社は取締役会全体の実効性の分析・評価は実施しておりません。本コードの実施につきましては、取締役会のこれからの役割や方向性、より望ましい運営スタイルなど評価をしていくにあたっての共通認識を深める取り組みも含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４．上場株式の政策保有の基本方針および議決権行使に関する基準】
取引先企業との関係強化を目的とし、当社の中長期的な企業価値向上につながると判断した場合、株式を保有いたします。議決権の行使におきましては統一的な基準はございませんが、個別に議案の内容を精査し、株主価値向上に資するか否かを判断し、行使してまいります。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
取締役の会社との取引および会社の取締役との利益が相反する取引につきましては、取締役会規則の定めた手続に基づき適切に監督されております。

【原則3－1．情報開示の充実】
（会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画）
　当社は会社の目指すところといたしまして、企業理念と行動指針を制定し、経営戦略、経営計画につきましては、「中期経営計画」を策定し、それぞれ当社の公式ホームページに記載しておりますのでご参照ください。

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針）
　当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1．基本的な考え方」の冒頭に記載しておりますので、ご参照ください。

（経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続）
　当社の取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された範囲内で、取締役会で他社水準や当社の業績等を考慮しながら決定しております。各取締役の報酬額は、役位と、会社及び各人の業績を反映する金額としております。業績の反映につきましては前年度の業績評価に基づき決定しております。

（経営陣幹部選任・役員候補者指名の方針と手続）
　取締役候補者には、経営に関する深い知識や経験を有し、当社の事業や自動車産業についての十分な知識と、それらの知識と経験に基づいて適切に判断し、適切な発言ができる、高い見識・力量を備える人物を社内から指名します。同時に、社外からも企業経営などに関する豊富な知見を有する人材を取締役に複数選任することで、取締役会の審議と意思決定における多様性の向上と、チェック・助言などの監督機能の強化を図ってまいります。

（個々の選任・指名についての説明）
　社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。社外役員以外の取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しております。

【補充原則4－1－1．取締役会の役割・責務】(経営陣に対する委任の範囲)
　取締役会は、法令・定款を踏まえ取締役会規則で定められた付議事項を決議しております。経営の意思決定と業務執行を迅速に行うため、当社では取締役会の決議に先立ち会社経営の重要事項をあらかじめ審議する経営会議を設置し、さらに、経営会議の下部組織として「予算専門委員会」「設備投資専門委員会」「商品開発専門委員会」などの各委員会を設置し、それぞれの専門分野における審議を効率的に行う体制をとっております。
　経営会議の首座や常任委員、各委員会の首座は経営陣が務め、重要でない業務執行は取締役会ではなくこれら下部審議体で決定されます。対象となる金額の重要性の判断基準は決裁基準規則にて定められております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社の社外取締役の独立性を判断する基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。なお、このうち当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者および当社の主要な取引先又はその業務執行者の場合の「主要な」取引先とは当社との取引高が取引先又は当社のいずれかの前連結会計年度における連結売上高の2%以上となる取引先であり、また当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を受けている場合又は所属する団体が寄付を受けている場合の「多額」の基準は年間1千万円以上であります。

【補充原則4－11－1（原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）】
　当社では取締役を5名以上とする旨定款に定めているところ、実際には平成14年以来、社内出身の業務を執行する取締役を中心とした概ね11名の体制（平成25年よりは10名体制　平成28年6月より平成29年6月までは12名体制）で取締役会を構成してまいりました。平成26年より、多様性と意思決定の客観性・透明性の向上のため、独立社外取締役も選任し、平成28年6月からは2名となりましたが、これを含めて十数名という規模は、効率的で迅速な意思決定と、十分な審議・監督を両立できる適正な規模と考えております。各取締役はいずれも経営に関する高い判断力、発言能力を有し、かつその背景にある専門分野や経験は様々に異なる人選とすることで、取締役会全体のバランス、多様性を考慮しております。

【補充原則4－11－2（原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）】
　当社取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任している状況につきましては、「株主総会招集ご通知」に添付の事業報告に記載し開示しております。

【補充原則4－14－2（原則4－14．取締役・監査役のトレーニング）】
　取締役に対しては就任時に社内で法令遵守に関する啓発機会を設けておりますほか、社外取締役の就任に際しましては、当社の事業への理解を深めるため、国内外の主要拠点の見学も含めた社内各部門によるオリエンテーションプログラムを実施いたします。また監査役は日本監査役協会が開催する講習会等に適宜参加し、必要な知識・情報の習得に努めております。当社は今後も取締役・監査役がその責務役割をより適切に果たすことができるよう、必要十分なサポートをしてまいります。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
　株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取り組みといたしましては、企画・財務部門統括の役員が対話全般について統括し、コーポレートコミュニケーション部を事務局として対話を促進する体制を整備するほか、必要に応じて他部門とも連携してまいります。また個別面談以外の対話手段の充実についても検討してまいりますとともに、対話の内容は適宜経営陣幹部にフィードバックし、内容に応じて取締役会でも報告することといたします。さらに、今後株主との対話の増加が見込まれる中、いわゆるインサイダー情報や有価証券上場規程で適時開示が求められる会社情報が公表前に伝達されることのないよう十分注意するとともに、四半期決算を含む各決算期日前に設けるサイレント期間の徹底など、情報管理の一層の強化に努めてまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	93,204,600	10.99
三菱商事株式会社	63,633,040	7.50
伊藤忠自動車投資合同会社	52,938,100	6.24
トヨタ自動車株式会社	50,000,000	5.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	38,642,900	4.55
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	27,045,561	3.19
株式会社みずほ銀行	15,965,705	1.88
JFEスチール株式会社	14,434,833	1.70
株式会社日本政策投資銀行	13,183,000	1.55
全国共済農業協同組合連合会	12,650,000	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

〈「大株主の状況」に関する注記〉
上記「大株主の状況」に記載の氏名又は名称、所有株式数は平成29年3月31日時点のものを記載しており、割合(%)の数値は小数点以下第三位を四捨五入しております。なおこのほか当社が保有している自己株式59,956,289株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社のうちIJTテクノロジーホールディングス株式会社(当社出資比率は間接所有も含め42.45%。以下IJT社)は、平成25年10月当社の仕入先企業三社が共同株式移転の方法により設立された純粋持株会社として、東京証券取引所第二部に上場しております。
このIJT社が傘下におく子会社三社は、従来より当社の重要な仕入先であり、これらの企業にとっても当社は主要な販売先でありますが、当社とこれらIJT社傘下の子会社との間の取引は、他の仕入先と同内容の、公正な購買取引を目的とした購買基本契約に基づき行われております。
当社は今後もIJT社とその傘下の子会社の経営の独立性を尊重してまいります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 和廣	他の会社の出身者								△			
前川 弘幸	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 和廣	○	取締役森和廣が長年勤めていた株式会社日立製作所と当社の取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社から見て重要性は認められない。また当該取引先等から見ても特段重要性は認められないと考えられる。	東京証券取引所第一部に上場する企業の代表者として豊富な経験・見識を有している。 また、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。

前川 弘幸	○	前述「会社との関係(1)」の表に記載すべき適合項目はない。 取締役前川弘幸が長年勤めていた川崎汽船株式会社と当社の、両社のグループ会社も含めた取引関係についても、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社から見て重要性は認められないと考えられる。	東京証券取引所第一部に上場する企業の代表者として豊富な経験・見識を有している。 また、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査役会は監査の過程において、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」に基づきコミュニケーションを図っており、円滑なコミュニケーションのため「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」(日本監査役協会、日本公認会計士協会)を参考にしております。

監査役会と会計監査人の連携状況は以下のとおりであります。
1. 監査計画の説明聴取
2. 監査講評, 四半期レビュー報告書等の受領及び意見交換
3. 会計監査人監査報告聴取及び、監査報告書等の受領
4. 会計監査人の品質管理体制、業務改善計画進捗の聴取
5. 内部統制報告書に対する会計監査人の監査報告の聴取
6. 会計監査、棚卸監査に立会、または同行し、実情把握と報告書確認

監査役と内部監査部署の連携状況は以下のとおりであります。
1. 年間監査計画書の説明聴取
2. 監査結果報告書の説明聴取
3. 内部統制報告書の説明聴取

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
進藤哲彦	他の会社の出身者										△			
三雲　隆	他の会社の出身者										△			
河村寛治	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
進藤哲彦	○	監査役進藤哲彦が長年勤めていた株式会社日本政策投資銀行（以下当該取引先という）と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社にとって重要性は認められない。また、当該取引先にとっても特段重要性は認められないと考えられる。	金融・企業財務面で高い専門性と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。
三雲　隆	○	監査役三雲隆が長年勤めていた三菱UFJ信託銀行株式会社（以下当該取引先という）と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社にとって重要性は認められない。また当該取引先にとっても特段重要性は認められないと考えられる。	金融及び企業経営等に関する豊富な知識と経験を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。
河村寛治	○	前述「会社との関係(1)」の表に記載すべき適合項目はない。監査役河村寛治が長年勤めていた伊藤忠商事株式会社と当社の間では一定規模の取引関係や資本関係が認められるものの、同社を退職して相当程度の時日が経過しており、また退職後は一貫して研究・教育の分野で活動を続けているところから、同社との間に重要な関係はなく、独立性は十分確保されていると考えられる。	企業法務に関する豊富な知識と経験を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬につきましては、基本報酬以外に一部、株主総会でのご承認にもとづき賞与を支給するほか、平成28年より業績連動型の株式報酬制度を導入しておりますが、これは株主様と同じ視点・利害関係に立つことでの企業価値向上に対する意識付けを主眼としており、いわゆる出来高報酬制度や歩合給のように、経営成績と個人の報酬を直結させることにより個人的な動機付けをはかる、いわゆる「インセンティブ」とは異質のものと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年４月１日から平成29年３月31日までの事業年度中に、社外取締役を含めた取締役に支払った報酬額は、支給対象人員14名に対して、736百万円です。（支給対象人員には、当事業年度中に開催された定時株主総会終結の時をもって退任した役員も含めております。）
個別の取締役報酬の開示としましては、報酬等の総額が１億円以上である者の報酬等の総額等として、取締役細井行に対し133百万円、取締役片山正則に対し120百万円が当事業年度中に支給された旨を開示しております。
取締役の報酬限度額は、平成元年１月30日開催の第86回定時株主総会において月額64百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と、決議されております。またこれとは別に、社外取締役を除く取締役には賞与と業績連動型株式報酬制度に基づく報酬があります。このうち賞与については平成29年６月29日開催の第115回定時株主総会においてその支給上限枠を年額400百万円、業績連動型株式報酬制度については平成28年６月29日開催の第114回定時株主総会において同制度に基づき当社が拠出する金額の上限を原則３事業年度ごとに1,820百万円（制度の対象となる執行役員分も含む。）と、それぞれ決議されております。ストックオプションの制度はなく、役員退職慰労金制度は平成17年６月26日開催の第103回定時株主総会の終結の時をもって廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各々の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、上記報酬等の総額に記載した金額のほかに、平成29年６月29日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名に対し、31百万円の役員退職慰労金を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬総額につきましては、株主総会で承認された範囲内で、取締役会で他社水準や当社の業績等を考慮しながら決定しており、各取締役の報酬額は、役位、会社および各人の業績を反映する金額とし、業績の反映については前年度の業績評価に基づき決定しております。このうち基本報酬は、役位と個人の業績評価に基づき毎年６月に決定され、これを12分した金額を月例報酬として支給しております。また、会社の業績を反映する報酬制度としては、単年度の連結業績の目標達成度合に連動した賞与と、持続的な企業価値向上を目指して掲げた経営指標の、中期経営計画期間における達成度合に連動した株式報酬を組み合わせております。ただし社外取締役については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポート体制は以下のとおりであります。
（1）就任以前は当社との接点がなく、就任後も業務執行を通じて当社や業界に関する知識を得る機会のない社外取締役が、取締役会において円滑に審議に参加し、適切に議決権を行使できるように、平成26年初めて社外取締役を選任するに際して社内審議体の運営方法や決裁ルールを見直したほか、継続的に以下の取り組みを進めていく。
・就任後各部門の職制から業務の概要の紹介の場を設定。
・事務局より社内に取締役会上程のルールや資料作りの要諦・社内用語の自粛など心がけも含め適宜周知。
・取締役会の上程議案については必ず約1週間前に上程部署の長が事前説明。
（2）監査役補助使用人（社外監査役以外の監査役も含む）
監査役会をサポートするスタッフは、平成18年４月より監査役の職務執行を補助する専任の組織として監査役会直属の監査役スタッフグループを設置している。同年５月に監査役補助使用人規則を制定し、同グループの独立性とスタッフへの指示の実効性を確保している。
（3）社外監査役への情報提供
・経営監査会議を毎月開催し、会社側から経営情報の説明と報告、意見交換を行っている。
・取締役会資料を遅くとも開催日前日までに事前送付。また必要に応じ事前説明を実施している。
・社内報、業界誌（月刊）の送付、その他適宜社外監査役からの問合せについては、社内関連部署から監査役スタッフグループを通じ迅速に回答している。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監査役制度採用会社であり、11名の取締役と5名の監査役がそれぞれ取締役会と監査役会を構成しております。監査役は5名中3名が社外監査役、常勤監査役は3名でうち1名は社外監査役です。社外取締役は2名です。
当社では、経営の意思決定と業務執行を迅速に行うため、取締役会の決議に基づき会社経営の重要事項を審議・決定する経営会議を設置し、原則隔週1回の頻度で開催するとともに、取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員制度を導入しております。
業務執行の状況は、原則毎月開催される定例の取締役会において報告されております。

各監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対して報告を求め、監査を行っております。（監査役の機能強化に関する当社の取り組みにつきましては次項の「3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」文中の（1）から（5）の各記載もご参照ください。）

会計監査につきましては、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は西田英樹・月本洋一・松本雄一であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また、この会計監査業務に係る補助者は、公認会計士25名、公認会計士試験合格者７名、その他34名でありました。同監査法人は、業務執行社員の交替制度を導入しており、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、同監査法人において策定された交替計画に基づいて随時交替する予定となっております。

当社は、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

株主・投資家等からの信任を確保していく上でふさわしいと考えられる企業統治体制としては、指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社の形態や、取締役会の構成を社外取締役中心にしていくことによって、取締役会の内部の監督・モニタリング（監視）機能を現状よりさらに強化していくことも考えられますが、当社では前述のとおり、監査役会設置会社の形態を選択しており、取締役11名中社外取締役は2名のみであります。

当社が監査役会設置会社の形態を選択している理由は、この形態が、当社事業と経営課題を熟知した取締役会によるマネジメント機能、すなわち迅速かつ戦略的な意思決定能力と監督能力を維持しながら、社外の専門性、客観性を活かした監査役会主導によるモニタリング(監視)プロセスを通じた経営監視体制を実現できる優れた仕組みであると考えるからであります。

取締役会の職務である業務執行の決定と監督が適正に行われるか否かは、取締役会を構成する各々の取締役が、経営に関する深い知識や経験を有し、当社の事業や自動車産業についての十分な知識と、それらの知識と経験に基づいて適切に判断し、適切な発言をする能力を持つ取締役であるかどうかによって左右されるものと考えられますが、当社では従来より、そのような高い見識・力量を備える社内出身者を登用することに加え、社外からも企業経営などに関する豊富な知見を有する人材を取締役に複数選任しており、特にこのうち上場企業の代表者として一般投資家と対話し市場への説明責任を果たしつつ経営の舵を取った経験を有する2名には、社外取締役として専ら経営への助言・提言に力を注いでもらうなど、取締役会の審議と意思決定における多様性の向上と、監督機能の強化に貢献しております。

一方チェック・モニタリング機能という観点からは、社外監査役も含めた監査役会と取締役会の連携と、監査役による経営監視機能の強化に取り組んでおります。独立した視点に立った経営監視機能としては、以下の取り組みを行っております。

（1）定例取締役会の事前に、原則全監査役が出席する「経営監査会議」を常設し、経営に対しての監視機能を強化しております。この「経営監査会議」には、経営側からは管理部門統括・企画財務部門統括のほか、事業推進部・経営企画部・財務経理部など、全社的な内部統制に携わる各部署の責任者が参加し、内部統制部門としての体制の整備状況の報告を行うほか、取締役会審議予定事項等重要案件の説明と質疑の場として活用しております。

（2）毎年数部門を選定し、原則全監査役で業務監査を実施しております。

（3）原則全監査役が参加し、代表取締役社長と経営全般に関わる意見交換・質疑応答を行う場として、「意見交換会」を年2回実施しております。

このほか、

（4）常勤監査役は、取締役会の下部会議体に位置する経営会議への出席や主要な子会社への監査に参加するなど、経営監視機能の充実を図っております。

（5）常勤監査役は、当社グループ全体の監査の充実・強化を図ることを目的に、子会社等の常勤監査役と定期的に会合を開き、関係法令の改定および当社グループにおける監査役監査の進め方の共有化、相互連携と情報交換を行っております。

機関設計の変更や社外取締役を増員することにより、取締役会の内部に他律的なモニタリング機能を強化していくことにつきましては、意思決定の迅速性とのかねあいや人材確保、候補者選定プロセスの問題も踏まえ、今後とも慎重に検討してまいりますが、現状では前述のような、経営や業務執行から独立した視点に対して経営陣が説明責任を負う仕組み・体制を導入しておりますことで、監査役会設置会社としての他律的な経営監視機能は十分に機能していると考えており、経営のスピードと監督・ガバナンスの両立は図られていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年6月末開催の定時株主総会の招集通知につきましては、平成17年より開催日の約3週間前に発送しております。また平成26年から東京証券取引所のサイトや自社のホームページに、開催日の約4週間前から招集通知の電子ファイルを掲載することといたしました。
電磁的方法による議決権の行使	投資家の利便性向上の観点から、平成18年6月開催の第104回定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	プラットフォームには立ち上げ初年度より参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	全頁英訳したものを上記プラットフォームや取引所のサイトに提供するほか、当社のホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの「投資家の皆様へ」の頁に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期会計期間末と年度末の決算説明会を開催しております。また第1ならびに第3の四半期決算の開示にあたりましては電話会議方式による説明会を実施しております。その他、証券アナリストの要請により個別説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回程度、海外機関投資家向けロードショーを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「投資家の皆様へ」の頁を設置し、投資家向け情報として社長メッセージ、決算短信、株主総会の招集通知、アニュアルレポート等の各種財務報告書のほか、先述の決算説明会で使用した資料を添付し公開しております。その他「プレスリリース」の頁を設置し、各種リリース資料を掲載し、都度更新しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は企画・財務部門のコーポレートコミュニケーション部です。IR担当役員は、同部門統括の役員がIRを統括しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの皆様との信頼関係を築きながら、企業の社会的責任を果たし、企業理念の実現を図ることを目的として、「CSRの取り組み方針」(元「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」から再定義）を定め、開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、豊かで持続可能な社会の実現を目指す環境ビジョンとして「地球環境憲章」を定めております。またグループ全ての事業活動で環境保全活動を推進するため、経営会議の下部組織として、社長・環境担当役員をトップマネジメントとした「地球環境委員会」を設置し、さらにこの傘下に購買・物流・設計/開発・生産・販売の各分野で環境委員会やワーキンググループを設置し、環境保全に関わる事項の審議・決定を行い、多種多様な環境課題の解決に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次のとおりとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付ける。なお、当社において「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。
当社は、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。
当社は、社外の有識者を委員として招聘した「コンプライアンス委員会」から、コンプライアンスの推進や体制整備についての客観的な助言・監督・評価を得て、法務・知的財産部コンプライアンス推進グループがコンプライアンスに係る事項を管理・推進しており、また、監査部業務監査グループが監査を行うことにより、コンプライアンスに係る内部監査機能を確保しており、今後もこれを継続する。
当社は、取締役会の業務執行監督機能の客観性・中立性・透明性を高めるため、独立した立場の社外取締役を置いており、今後もこれを継続する。
当社は、反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断しており、今後も不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、法令および「取締役会規則」その他の社内規則に従い、取締役会議事録その他の取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、法令および「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報管理統括責任者が、これを適切に管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」に従い、各部門のリスク管理責任者が、当該部門のリスク管理を行い、リスク管理統括責任者が、全社リスクを統括する。また、リスク管理状況については、経営会議にて随時把握・評価し、また、危機に際しては、経営会議にてその対応（体制を含む。）を審議・決定・実施し、適宜取締役会に報告することにより、リスク管理を徹底する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、中期経営計画および事業年度ごとの事業計画を策定し、それらの実現に向けた組織体制の構築および各部門ごとの具体的施策の立案を行うとともに、主要な業務執行を決定する機関として取締役会を設置し、この下部機関として「経営会議」を設置する。さらに、経営会議の下部組織として、「品証・CS委員会」、「地球環境委員会」、「輸出管理委員会」、「予算専門委員会」、「設備投資専門委員会」および「商品開発専門委員会」の各委員会を設置し、それぞれの専門分野における審議を効率的に行う体制をとる。
当社は、取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員制度を継続採用する。

(5)当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社および当社グループが社会からその存在価値を認められ、信頼を得るために、「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を策定し、当社グループの全役員・従業員が上記「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を踏まえた行動をとるよう適切に対応する。
当社は、当社グループ各社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請する。
当社は、「グループ企業管理規程」および「グループ企業管理細則」を制定し、当社グループの業務の適正を確保する体制の強化に対応する。
当社は、当社経営幹部による、当社グループ各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、
当該各社のコンプライアンスの推進状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、当該各社において改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。
当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷いており、今後もこれを継続する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役からの要請に従い、当社の社内組織として「監査役スタッフグループ」を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を配属する。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、当該使用人をもっぱら監査役の指揮命令下に置くとともに、当該使用人の人事異動、人事考課および賞罰について監査役の事前同意を得る。

(8)当社およびその子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制
当社は、監査役に対し、当社および当社グループ各社の取締役および執行役員その他これらに相当する者ならびに従業員が、適宜、当社および当社グループ各社の業務執行の状況および経営状況その他監査役と協議して定める事項を報告するとともに、監査役の求めに応じて、随時、必要かつ十分な情報を監査役に開示し、または報告する体制を敷いており、今後もこれを継続する。
当社は、当社および当社グループ各社の監査役が相互に連携して当社グループ全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的に開催する連絡会に対し、適宜支援を行っており、今後もこれを継続する。

(9)監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前項に基づき監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ各社の全役員・従業員に周知徹底する。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理しており、今後もこれを継続する。
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保しており、今後もこれを継続する。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社は、監査役が経営会議へ出席する機会を確保しており、今後も継続する。また、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査役と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査役から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

◇反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　当社は、市民社会の一員として、反社会的勢力および団体とは断固として対決します。
◇反社会的勢力排除に向けた整備状況
〈倫理規定・行動規範等の整備状況〉
　当社は、前掲の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を含めた「CSRの取り組み方針」ならびにこれを踏まえた「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底しております。また、会社の業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針にも一切の関係遮断と毅然と対応する旨を明記しております。
〈その他社内体制の整備状況〉
・対応統括部署を総務人事部とし、不当要求防止責任者１名を設置しております。
・反社会的勢力の不当要求に備え、平素より外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。
・具体的には、地元警察との間で年２回の研修会を行い、特殊暴力の状況、対応策についての情報・指導を受けるなど、不当要求に対する排除・防止対策を推進しております。また弁護士とも顧問契約を結び、不当要求に対しての法律的な指導を受けております。
・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加して、特殊暴力に関する研修会、意見交換会、講演会を通じて不当要求の排除と防止対策を検討しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る基本方針
当社は、昭和24年5月に貴取引所に上場以来、各法令の遵守ならびに適時適切な会社情報の開示に努めております。
金融商品取引法で規定されている重要事実等が生成された時には、当該重要事実等の公表の時期・方法・内容等を、当該重要事実等の生成された時又はその後遅滞なく、有価証券上場規程をはじめ貴取引所の制度・規則および金商法令に従い、決しております。
特に適時開示に該当する情報につきましては、重要事実等に該当しないものも含め、TDnetを通じて正確・公平かつ迅速な情報開示に努めますとともに、決算情報等につきましては投資家の理解を深めていただくために、当社ホームページにてこれを補足する情報の積極的な提供に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制
(1)情報の集約
適時開示に該当する可能性のある情報が生じた場合、社内各部は総務人事部総務グループに報告いたします。また子会社に係る情報につきましても社内担当部署を経由し、総務人事部総務グループに報告いたします。
(2)取締役会への付議と情報開示
会社の重要な意思決定は、当該案件を所管する部署または起案部署が社内の下部審議体での審議と承認を経て取締役会に上程します。決議された案件のうち重要性の高いものについて取締役会事務局より情報開示担当部署に送致され、即日に開示いたします。また発生事実など、取締役会になじまないものは速やかに適切な情報を開示いたします。
(3)その他
適時開示情報以外にも、不明瞭な報道などにつきましては広報を所管する部署等と事実確認のうえ速やかに会社としてのコメントを公表いたします。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制の模式図

